

議事要旨(3) 過年度遡及修正専門委員会における検討状況について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）から、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下、「企業会計基準第 24 号」という。）の公表に伴い、四半期固有の論点など、「四半期財務諸表に関する会計基準」等の改正の検討を行っている旨について説明がなされた。引き続き、中條専門研究員より、四半期固有の論点等に関する前回委員会からの修正点等について説明がなされ、質疑応答が行われた。なお、3 月 25 日開催の委員会において、「四半期財務諸表に関する会計基準」等の改正の公開草案の公表議決を予定している旨の補足説明があった。

○四半期財務諸表における報告セグメントの量的な重要性の変化による変更の注記について

- ・ ある委員から、迅速性が求められる四半期開示において、経営管理上、前年度の数値については概算額しか把握していないケースが考えられるが、そのような場合には当該注記は要しないという理解で良いのか質問があった。これに対して事務局より、セグメント情報についてはマネジメント・アプローチに基づく情報が開示されることを鑑みると、当該情報が、最高経営意思決定機関に対して提供され、使用されている場合には、開示することが望ましいとしている旨の回答があった。
- ・ 別の委員から、実務負担を考慮すると、当該情報の開示を強制すべきではないのではないかと意見があった。これに対して事務局より、現在の文案では、「結論の背景」において当該情報を「記載することが考えられる」という表現としており、財務諸表作成者の判断により開示が行われるものと考えている旨の回答があった。

○第 2 四半期以降に会計方針の変更を行う場合の取扱いについて

- ・ ある委員から、企業会計基準第 24 号では、当期の期首時点において、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には、期首以前の実行可能な最も古い日から将来にわたり新たな会計方針を適用する取扱いを認めており、過去の年度の途中から新たな会計方針を遡及適用することがあり得る点を鑑みると、四半期の取扱いにおいても、第 2 四半期以降に会計方針の変更を行う場合で、当年度の期首において新たな会計方針を適用することができない場合であっても、当年度の途中から会計方針の変更を認める取扱いでもよいのではないかと意見があった。これに対して事務局より、当年度の財務諸表と比較情報では財務諸表の位置づけが異なる点も踏まえた対応であり、会計方針の首尾一貫性の観点や国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、当年度の財務諸表については、年度を通じて同一の会計方針を適用することを求めるものである旨の説明があった。

以 上